

入 札 説 明 書

産業廃棄物（低濃度P C B廃棄物）収集運搬及び処分業務委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 公告日 令和 7 (2025) 年10月31日 (金)

2 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 産業廃棄物（低濃度P C B廃棄物）収集運搬及び処分業務委託
- (2) 委託業務内容 別添「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 8 (2026) 年 3 月31日 (火) まで
- (4) 履行場所 栃木県日光市鬼怒川温泉大原1419－3 栃木県日光土木事務所藤原詰所

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第105号）に基づき、以下に掲げる入札参加資格を有するものと決定された者であること。
大分類：「資源回収」
- (3) 競争参加資格確認申請書提出日から開札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年 3 月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 廃棄物処理法第14条の 4 の第 1 項に基づき、特別管理産業廃棄物の収集運搬業の栃木県知事の許可を受けた者又は同法第15条の 4 の 4 の第 1 項に基づき、収集運搬の認定を受けた者であること。
- (5) 廃棄物処理法第15条の 4 の 4 の第 1 項に基づき、無害化処理認定を受けた者であること。

4 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒321-1414 栃木県日光市萩垣面2390－7 栃木県日光土木事務所管理部総務課
電話 0288－53－1211 E-mail nikko-dj@pref.tochigi.lg.jp
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 入札書の受領期限、提出場所及び提出方法
令和 7 (2025) 年11月13日 (木) 午後 4 時までに、電子入札システムにより提出すること。なお、栃木県物品等電子調達運用基準（令和 3 (2021) 年 4 月 1 日施行）に定める紙入札方式参加承諾願（様式 1）を提出し、紙による入札参加の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）にあっては、(1) の場所に、郵送（簡易書留）又は持参により提出すること。
 - イ 開札の日時及び場所
令和 7 (2025) 年11月14日 (金) 午前 9 時30分
上記日時に(1) の場所において、電子入札システムにより開札を行う。
- (3) 入札方法

2の(1)の件名で総価で入札に付する。

(4) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 受領期限を過ぎた入札書の書換え、引換え又は撤回はできないものとする。

(6) 入札を辞退する場合は、受領期限までに入札辞退届を電子入札システムにより提出すること。

5 入札参加資格の付与

(1) 本件入札に参加できる者は、「競争参加資格確認申請書(別記様式第1号)」により、5の(2)の申出を行い本件入札に係る参加資格の確認を受けた者に限るものとする。

(2) 競争参加資格確認申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法

令和7(2025)年11月4日(火)午前9時から令和7(2025)年11月7日(金)午後4時までに、競争参加資格確認申請書、特別産業廃棄物処理収集運搬業の栃木県知事の許可証の写し及び廃棄物処理法第15条の4の4の第1項に基づき無害化処理認定施設の認定を受けた認定証の写しを、電子入札システムにより提出すること。

(3) 確認結果の通知は、令和7(2025)年11月10日(月)午後4時までに電子入札システムにより通知する。

(4) 確認通知書の交付を受けている競争入札参加者であっても、入札日において入札参加資格を満たしていない者は入札に参加する資格を有しない。

(5) その他

ア 提出された確認申請書等は返却しない。

イ 県が指示した補正以外の理由による、提出期限日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

ウ 確認申請書等に関する問合せは、4の(1)の担当窓口に行うこと。

6 入札に関する質疑及びその回答

(1) 仕様書等、業務の内容に関する質問方法は次による。

ア 仕様書等に質問がある場合には、質問書様式により、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札者は、メール又は郵送により提出すること。

イ 提出期間は、令和7(2025)年11月4日(火)午前9時から11月6日(木)午後4時までとする。

ウ 質問の内容及び回答は、令和7(2025)年11月10日(月)までに電子入札システム上で公開する。

エ 受付期間以外に提出された質問や、指定する様式や方法によらない質問については一切受け付けない。ただし、入札手続き等事務手続きに関する質問はこの限りではない。

(2) 入札説明会

開催しない。

7 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効

3の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書、栃木県物品等電子調達実施要領（令和3（2021）年3月26日付け会管第460号。以下「電子要領」という。）第19条に掲げる入札書及び紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

ア 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が契約担当者等の定める期日までに契約を締結しない場合（期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失う。

(5) 最低制限価格の有無 無

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 入札回数

2回までとする。1回目の入札が不調となった場合は、応札者に対し、再入札の実施について電子入札システムにより通知する。入札希望者は県が指定する日時までに2回目の入札書を電子入札システムにより提出する。なお、指定の日時までに入札書が電子入札システムに記録されない場合は、入札を辞退したものとみなす。

また、2回目も不調の場合は最低入札価格提示者と協議の上決定する。

(8) 開札結果の通知

応札者に対し、落札者名及び落札金額を電子入札システムにより通知する。

(9) その他

ア 入札の手続きに要する費用は、すべて入札希望者の負担とする。

イ 電子調達に関し必要な事項は、栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めるところによる。